

政務活動費に係る県公報による公告の見直しについて（案）

1 現状

神奈川県議会では、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」において、会派届の内容の一部を公示することとしている。

また、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程」の規定により、公示は、神奈川県公報（以下「県公報」という。）に登載する方法により行うこととなっている。

そうした中で、インターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、より周知効果の高い公示方法を検討する必要性が生じている。

2 県公報に登載する方法により公示する事項

- (1) 会派の名称
- (2) 当該会派が選択した政務活動費の交付の方法
- (3) 会派及び議員に交付する方法を採る会派における会派に交付する政務活動費の額及び議員に交付する政務活動費の額

【関係条例等】

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例

（政務活動費の交付の方法）

第5条 政務活動費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会派に交付する方法（略）
- (2) 議員に交付する方法（略）
- (3) 会派及び議員に交付する方法（略）

（会派届等）

第6条 会派の代表者は、前条に規定する政務活動費の交付の方法について、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。

(1) 会派の名称

(2)～(4)（略）

(5) 前条に規定する政務活動費の交付の方法

(6) 前条第3号に掲げる政務活動費の交付の方法を採る会派にあつては、会派に交付する額及び議員に交付する額

(7)・(8)（略）

（会派の通知等）

第7条

4 議長は、前条第1項に規定する会派届で提出があつた事項のうち、同項第1号、第5号及び第6号に掲げる事項について公示するものとする。これらの事項に異動があつたときも、同様とする。

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程

（公示）

第2条 条例第7条第4項の規定による公示は、神奈川県公報に登載する方法により行うものとする。

3 方向性

政務活動費に係る公示について、県公報に登載する方法（公告）からインターネットの利用による方法に変更する。

4 見直しの時期

できるだけ早く見直しを行うこととし、年内には条例施行規程を改正する。